2022年6月3日

佐高教組要求第１号

佐賀県教育委員会

教育長　落合 裕二　様

佐賀県高等学校教職員組合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　執行委員長　　永尾　実

2022年 佐賀高教組 春闘要求書（案）

貴職におかれましては、本県教育行政の充実・発展にご尽力されていることに敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せない中、学校での児童生徒及び教職員の感染防止及び学びの保障は最優先課題となっています。特に、ワクチン接種の対象となっていない児童生徒への対策は保護者・県民の強い願いと思います。

少人数学級の実現や教職員を増やすことは、児童生徒の学ぶ権利の保障、コロナ禍で子どもたちを守ること、教職員の働き方改善につながります。

昨年度から改正給特法が施行されましたが、上限時間を超えての業務が続いており、昨年来つづく学校現場での感染防止等での負担も加わっている中、産休や休職等による教員の不補充が重なり大変だ、との声が多く寄せられています。

また、勤務時間外に生徒のために行っている補習等の業務は強制されるのに、「在校等時間」に含めないのは、真の働き方改革につながらないと批判があります。

佐賀高教組は、教職員のくらしといのちを守り、民主的でゆきとどいた教育を進め、「子どもたちの人格の完成に寄与する」という理念を実現すべく、全国の仲間とともに共闘を進め、引き続き諸問題に対し全力で対処していく所存です。

このような状況の中、貴教育委員会には、わが国の民主教育と地方教育行政の独立を守るという気概で、教職員を支え励ます具体的施策の実行を期待する次第です。

つきましては、例年通り現場の切実な声を集約した本要求書を提出し、地方公務員法第５５条に基づき教職員の賃金・権利等に関する交渉を求めます。

教育的観点からも充分にご検討いただき、前進ある回答を期待します。

なお、回答は教育長より文書でなされることをお願いいたします。

[1].教職員課

１．賃金等に関する項目

(１)「人事評価制度」の勤勉手当・昇給への反映について、組合と十分に協議をすること。

　　①BC評価の分布率の上限を定めること

　　②制度の公平性・透明性を担保するために結果(年齢層・分布等)を開示し、信頼性を高めること。

　　③苦情申し立て制度を実効あるものにすること。

(２)給与特別措置法を廃止し、労働基準法第37条に基づく時間外勤務手当制度を適用するよう国へ申し入れること。(全国要請)

　　①休祝日の部活指導等の出勤は業務とし、休日出勤扱いとすること。

　　②当面の間、教職員の時間外勤務の実態に即した独自の手当を創設し運用すること。

　　③時間外勤務を縮減するための新たな職員の雇用施策をすすめること。

(３)多面に悪影響を与える変形労働時間制を本県には導入しないこと。

(４)給料の調整額・義務特手当の基本額を引き上げること。

(５)すべての初任給格付けを改善すること。(青年)

(６)学校現業職員の賃金決定については、教育委員会規則(佐賀県教育庁および学校その他の教育機関に勤務する現業職員の規則)を改正し、賃金交渉権を確立させること。(現業)

(７)前歴換算基準を改善すること。採用時の年齢による給料の不均衡、不合理を是正すること。

(８)臨任教職員の賃金については、初任給格付けの引き上げ及び毎年昇給を行うこと。同一労働・同一賃金の原則に則り、常勤講師については5年経過後に2級賃金相当に改善すること。

(９)同一労働・同一賃金の原則に則り、全非常勤職員の賃金および待遇を改善すること。(臨時)

　　①非常勤講師の時間給単価を引き上げること。(当面3,000円)

　　②勤務に授業待機時間を含め、教材研究時間の給与を上乗せすること。

　　③臨時休校等で勤務できなかった場合にも、収入を補償すること。

(10)会計年度任用職員制度について

　①制度の在り方ついて、今後も職員団体との交渉・協議を継続すること。

　②給与水準が年収ベースで向上したか検証し、さらに、月収ベースでの水準維持を保障すること。

(11)実習教員は教員免許を取得し「実習教諭」の辞令交付後、直ちに2級昇格とすること。(実教)

(12)実教・寄宿舎指導員は2級昇格後に昇給の4号加算を実施すること。(実教)(舎)

(13)55歳を超える教職員全員の定期昇給を実施すること。(壮年)

(14)再任用職員の賃金について早急に改善すること。(壮年)

　　①再任用時の賃下げ・手当廃止を撤回し、同一労働・同一賃金に基づき100％支給すること。

　　②具体的には毎年昇給の実施、扶養手当支給など、生計維持に十分な賃金を保障すること。

(15)介護部分休暇だけでなく介護休暇・介護部分休業を有給として一本化すること。

(16)育児休業中の給与保障については、県の負担で所得補償を70％へ引き上げ、期間を満3歳まで延長を行うこと。(女性)

(17)ガソリン高騰、増税を考慮し通勤手当の改善、また有料道路使用を自由に認めること。

(18)月中途採用者への通勤手当、扶養手当、住居手当を日割りで支給するように条例・規則を改正すること。

(19)部活動手当と制度について、抜本的な改善を行う事

①すべて部活動に対して平日も含めた１時間単位での支給とすること。

②支給単価を時間外手当並みに改善すること。

③週休日における生徒引率業務については、教員特殊業務手当(3号・4号)及び旅費･日当を支給し、振り休を取得させること。

(20)部活指導に伴って顧問の私費負担となっている経費を県費負担とすること。(青年)

　　①講習会費用・審判免許取得費用・ユニフォーム代等

　　②バス運転手費用を県費負担とすること。

(21)寄宿舎指導員の業務およびシフトの特殊性を考慮し、夜間勤務手当を改善すること。(舎)

(22)寄宿舎の運営に携わる職務に応じた手当を創設し支給すること。(舎)

(23)定年延長については、国の制度設計に追従するだけでなく、佐賀県としても問題点を掘り下げ、独自の改善策を講じること。(壮年)

(24)学校現業職の63歳定年を維持すること。(現業)

(25)早期退職者に対する退職手当の割り増し分を増額すること。(壮年)

２．権利・身分確立に関する項目

(１)在校等時間全体が縮減する、よりいっそう具体的な方策を進めること。

(２)週休日の学校における出勤(部活指導や補習、事務処理等)について、客観的・合理的な方法で勤務の実態を把握すること。

①ICカードを全職員に配布することを徹底すること。

②外部からの報酬の有無にかかわらず、在校等時間として業務記録にカウントできるようにすること。

(３)時間外勤務の原因となる職場慣行(とくに学校施錠当番制、行事宿直)は全校で全廃を徹底し、合法的な方法で置き換えるよう通知すること。

(４)在校等時間に含まれる時間外労働は30分単位の勤務の振り替え簿を設置して積極的に縮減に努めること。

(５)週休日の学習指導(補習、補講、資格試験等)は時間外勤務であるので、部活指導と同等に振休・手当等の対象とすること。

(６)すべての職で正規採用者を増やし、臨任解消をすすめること。(臨時)(青年)

(７)義務制で実施する教職経験者対象の試験免除制度を、高校にも広げること。

(８)教員免許更新については、廃止を国へ求めること。当面、その対象者についての縮小・臨任者の負担軽減をはかること。

(９)現に勤務している臨任職員について、採用試験における各種免除制度を拡充すること。

　　①3年間以上の常勤講師経験者で、前年度の一次試験合格者については完全に一次試験を免除し、二次試験の模擬授業も免除すること。

　　②その他の職種の採用についても、臨任経験を考慮した試験制度を導入すること。

　　③特別支援学校の認定講習受講者について、免許取得見込み要件を実態に即したものとすること。

(10)県内の公文書における実習教員の名称を「教諭(実教)」に統一すること。(実教)

(11)実習教員等の教員免許取得に必要な認定講習(特に教科に関する科目の充実)を地元大学で開催するよう要請すること。また、他県との連絡を密にし、他県での認定講習を各学校へ早期に周知徹底すること。(実教)

(12)高一種免許所有の実習教員の職務については、学校長判断で、教諭と同等の業務が行えるように周知徹底すること。(実教)

(13)佐賀県立学校の職の設置等に関する規則に、学校図書館の専門職として「学校司書」の職種を新設し、有資格者を独自採用すること。(司書)

(14)学校図書館司書を「専門・正規」に格上げするシステムを導入すること。そのために会計年度任用学校司書の実務研修を県の責任で充実させること。(司書)

(15)特別支援学校の宿直舎監業務については、学校管理規則にない法外の業務を是正すること。また、事務所衛生基準規則第二十条(睡眠又は仮眠の設備)の定めるところにより、宿直室に必要な寝具・環境整備は全て雇用主が負担すること。(障教・宿直舎監)

(16)教職員調査(佐賀太郎)を廃止すること。

(17)厳罰主義による職員処分の方針を改め、教職員との信頼関係を構築すること。

(18)管理職登用に関しては、校長推薦・自己推薦制度を廃止し、オープンな制度とすること。

(19)佐高教組が実施する役職評価結果を重視し、管理職に対して活用すること。

(20)ＩＬＯ改善勧告に従い、公務労働者の労働基本権回復を国へ要請すること。

(21)すべての職種において、妊娠中の母体保護措置(労務軽減等)を行なうこと。(女性)

(22)休日・休暇制度の拡充について、以下の施策を進めること(女性)

①佐賀県公立学校特定事業主行動計画に基づき、育休明けの人事希望(異動・留任)を尊重すること

②育児休暇(育児時間)は1日90分を120分に延長し、期間を満3歳までに延長すること。

③現行の妊娠障害休暇(つわり休暇7日間)を14日に延長すること。

④入学式や授業参観などに参加するための「子育て休暇制度」を新設すること。

⑤「子の忌引き休暇」を5日から7日へ改善すること。

⑥短期の介護休暇については「2週間以上要件」をなくすこと。

⑦短期の病休の承認を簡便な取り扱いにし、感染拡大防止について全体へ再通知すること。

⑧すべての職で病休代替者配置期間(1ヶ月)を引き下げること。

(23)新型コロナウイルスはじめ各種感染症や、多発する自然災害による休校に対応するための制度を整備すること。

　　①休校が長期に及ぶ場合に備え、教職員の在宅勤務の制度を設計すること。

　　②自然災害等により通勤・勤務が困難な場合の特別休暇を新設すること。

(24)休日・休暇制度について、臨任者の長期病休取得(1ヶ月以上)に対する不利益取り扱いをしないこと。(雇用継続をしない、など) (臨時)

３．定数・労働安全衛生に関する項目

(１)新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、希望するすべての児童生徒・教職員にPCR検査を実施すること。

(２)労働安全衛生等に大きな影響を与える遠距離通勤(30km超)を解消し、生活時間との両立を図ること。

(３)各校に置かれている労働安全衛生委員会を十分機能させること。特に各校で確実な月一回の参集式開催と、産業医の出席を求め、職場巡視を行うこと。

(４)管理職によるハラスメント行為が発覚した場合、すみやかに被害者保護の対応を行い、二次被害を防ぐこと。

(５)メンタル不全による長期病休者について、病休中及び復帰時の支援のあり方を改善すること。

(６)女性の妊娠中の母体保護として、労働軽減のための加配の実現に取り組むこと。(養護)

(７)特別支援学校において生じている各種不利益を改善・解消すること。(障教)

　　①実効性のある休憩時間確保の方法を衛生委員会で策定するよう指導し、休憩時間が取れるように改善すること。

　　②教育課程に位置づけのない事業が拡大し授業時間を圧迫している状況を解消すること。(企業実習・郊外バザー等)

　　③教員運転の公用車を使用した送迎を廃止し、タクシー送迎として予算措置を講じること。

(８)短時間勤務再任用を容易にするとともに、高齢者雇用についてはその労務が荷重とならぬよう配慮すること。(壮年)

(９)再任用者(ハーフ・フルタイム共)を定数外とし、その勤務地、職務労働条件をはっきりさせ、本人の意向を尊重すること。(壮年)

(10)長時間過密労働および時間外労働の縮減にむけ、人員加配を行うこと。

(11)年齢構成が偏っている職・教科目および臨任比率の高い職・教科目については、正規職員・教諭を新規に採用すること。

(12)高校版少人数学級推進として、学級編成の標準を高校全日制普通科30人以下、職業科25人以下、定時制20人以下とするよう国に要請すること。また、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、当面、県独自の30人学級を推進すること。その際に加配を実施すること。

(13)正規教諭・実教･講師の週当たりの担当授業時数は上限を15時間として、それを超える場合は非常勤講師をつけ、長時間・過密勤務を解消すること。(全体)(障教)

　　①補習担当時間も考慮すること。

　　②特別支援学校においては、20時間／週を上限とすること。

(14)学校兼務、全日制・定時制・通信制間の兼務を原則としてさせないこと。

　　①芸術科(音楽・美術・書道)、家庭科等の学校兼務について、遠距離移動・1日2校勤務を無くすこと。全定兼務をさせないこと。

　　②情報科・福祉科教諭の教科兼務を解消すること。

(15)全ての職場に、正規の養護教諭を配置すること。(養護)

(16)学校の実情や生徒の実態に応じて、養護教諭の加配をつけること。(養護)

　①介助や支援が必要な生徒がいる学校については、加配を強く要求する。

　②今年度同様の加配を維持すること。実態に応じて６か月や１年など期間についても延長すること。

　③とくに特別支援学校は、学部ごとの対応が求められるため、通年加配を強く要求する。

　④新規採用の養護教諭が配置された学校は、加配を1年間つけること。

(17)新規採用養護教諭の指導者については、現場の養護教諭が兼務することなく、専属の指導養護教諭を配置すること。(養護)

(18)現業職員を学校教育法本則に規定するよう、国に要請すること。(現業)

(19)学校技師は各校正規2名配置とすること。(現業)

(20)特別支援学校の主任・副主任寄宿舎指導員の数を拡大すること。(舎)

　　①各職場の実務(舎運営・夜勤・日勤)及び異動を考慮し、主任・副主任数を最低４名配置すること。

　　②副主任昇格試験の受験資格要件を緩和、また各種資格・免許所有者を優遇すること。

(21)特別支援学校における児童生徒実態の多様化と障害の重複化に対応するため、また寄宿舎指導員の過重労働を改善するために寄宿舎指導員の加配を行うこと。(舎)

(22)特別支援学校の幼児児童生徒の人数の増加に対応した寄宿舎の規模拡大をすすめ、同時に、応じた寄宿舎指導員の定数改善を行うこと。(舎)

(23)特別支援学校に勤務する栄養職員・栄養教諭は学校給食に専念し、寄宿舎食については専任の栄養職員を配置すること。(栄養)

(24)特別支援学校の学校コーディネーターは、担当する小中学校数などに合わせた定数を加配して過重勤務を解消すること。(障教)

(25)いわゆるオンライン授業について、機器や制度の拙速な導入によって一方的に推進しないこと。また、機器・制度の導入・実施のみをもって、教職員の定数を削減しないこと。

[2].学校教育課　(◎教育情報化支援室)

１．教育条件整備について

(１)高文連事務局職員を県費職員とし、高文連会費を引き下げて、保護者負担を軽減すること。

(２)定時制・通信制の教科書、学習書、副教材の供与については全員無償とすること。勤労青少年就学保障事業は今後も継続すること。(定通)

(３)入試制度については現場の業務負担軽減をはかること(マークシート方式の解答用紙活用による採点の自動化など)。

(４)高校生の就職活動が例年と異なる中でも、求人確保・雇用の創出を行い、一人一社制の就職慣行を守ること。

１．教育条件整備について (ICT関係)

(１)ICT利活用教育の推進に関しては、児童生徒の健康面への影響について十分配慮すること。また、とくにタブレットを使用した授業の導入については、教員の自主性・専門性を尊重し、各人のこれまでの授業形態の変容を強制しないこと。必要な教員研修については、県の責任において計画的に実施すること。

(２)ソフトウェア・ハードウェアについては教材教具として必要なもの、公務遂行に必要なものをそれぞれ学校の実態に合わせて十分に整備すること。

(３) ICT支援員は各校常時１名配置し、ICT利活用教育推進リーダーの負担軽減を進めること。

　　①ICT支援員の技量向上をはかり、推進リーダーの加重負担とならぬようすること。

　　②学校職員にICT管理業務を担わせる等、セキュリティ対策に逆行する運用を進めないこと。

(４)作業効率を低下させる方策(閉鎖的セキュリティー等)を改め、今後も現場の声を聞きながらSEI-NET等の問題点を改善することでICT機器の利便性の向上をはかること。

(５)家庭におけるICT環境の整備やタブレットへの有償インストール教材については、極力保護者の負担軽減をはかり、家庭間・地域間で格差が生じないように配慮すること。

２．定数・労働安全衛生に関する項目

(１)県立高校就職支援員の配置を拡充させること。

[3].保健体育課

１．教育条件整備について

(１)特別支援学校・定時制高校における給食の民間委託は拙速にすすめないこと。(現業)(障教)(栄養)(定通)

①業者選定においては県が責任をもって行い、委託後も業務を監督すること。

②民間委託後の臨任調理員の就労先確保と、勤務労働条件の改善をはかること。

２．権利・労働条件・身分確立に関する項目

(１)部活動指導における超過過密勤務を解消し、負担を軽減すること。

①顧問の委嘱は希望と承諾にもとづいて行うこと。

②部活動指導員・外部指導者については、単独でも指導ができる等の相応の待遇で雇用し、希望する学校に配置すること。

③「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」等に基づく方針・ルールを徹底させること。また、日々の部活における、生徒負担の軽減にも努めること。

④週休日における生徒引率業務については、出張扱いとすること。振り休が取得できない場合には、特業手当を支給すること。

(２)部活指導に伴って顧問の私費負担となっている経費を県費負担とすること。

　　①講習会費用・審判免許取得費用・ユニフォーム代等実費を別途支給すること。

　　②バス運転手費用を県費負担とすること。(青年)

(３)高体連事務局職員を県費職員とし、高体連会費を引き下げて、保護者負担を軽減すること。

(４)部活動の社会教育化や休日の地域部活動導入においては、生徒・保護者・地域・教職員（組合）の意見を聞き協議した上で、必要な教育条件整備をすすめること。

３．就・修学保障について

(１)生徒の夜食費補助は副食費も含め、全生徒を対象とすること。

(２)定時制給食も教育の一環として認め、全校で自校調理方式とすること。(定通)

[4].教育振興課　(◎特別支援教育室)

１．教育条件整備について

(１)高校版少人数学級推進として、学級編成の標準を高校全日制普通科30人以下、職業科25人以下、定時制20人以下とするよう国に要請するとともに、当面、県独自の30人学級を推進すること。その際に加配を実施すること。

(２)ICTを利活用するなどして、初任者研修、10年経過研修の負担を軽減すること。(青年)

＊特別支援教育＊

(３) 特別支援学校の設置基準策定においては、児童生徒・保護者・教職員・地域の声が反映されるよう国へ要請すること。(障教)

(４) 労働安全衛生法及び「学校施設整備指針」「快適職場指針」等に基づいた整備を進めること。

　　①特別支援学校においては、教室・寄宿舎が老朽化しているので整備をすること。

　　②病弱障害・知的障害・肢体不自由対応の特別支援学校は、いずれも建設当初に想定された生徒数の何倍もの生徒を受け入れて職員も増え、過剰なストレスにさらされた環境にあるので早急に建物を整備すること。

　　③国庫補助事業などを使って早急に必要な校舎を建て、教室を増設すること。

(５)特別支援学校における緊急避難誘導体制を整えること(高所避難器具の見直し・文字情報表示板設置等)。(障教)

２．定数・労働安全衛生に関する項目

(１)高校における特別支援教育を支援するため、コーディネーター・常駐カウンセラーを配置すること。

　　①高校での「通級指導」において、教員配置を基礎定数化すること。また、専門的人的配置を充実させること。(障教)

(２)特別支援学校における、専門の「自立活動指導員」を配置すること。

　　①作業学習に専門的指導員を配置すること。(木工・窯業・メンテナンス等)(全体)(障教)

(３)管理職に対する研修について充実をはかること。

　　①とくに教職員の権利、人事評価制度、労働安全衛生（各種ハラスメント防止、メンタルヘルス）、コンプライアンスに対する理解を深めさせること。

　　②教職員組合の団結権、分会活動、労働慣行を尊重すべき事を管理職全員に徹底すること。

[5].教育総務課

１．就・修学保障について

(１)「高校無償化」の復活、高校生給付型奨学金制度の創設を国へ要請すること。また、高校生等奨学給付金の周知をはかること。

(２)高校入学検定料、入学金を無償化すること。

(３)県育英制度は、成績を条件とせず、基準の引き下げによる支給範囲の拡大や単価の引き上げ、無利子奨学金の拡充、返還免除制度など奨学金制度を充実すること。

(４)高校統廃合については、保護者、生徒、地域住民、教職員の意見を十分に聞き、納得のもとに行うこと。とくに定時制・通信制では、就労及び通学が困難となるような統廃合を行わないこと。

(５)学校間格差を拡大、固定化する通学区撤廃を行わないこと。

(６)経済的に困難な家庭のために、高校入学時の入学支度金制度を創設すること。

(７)高等学校等就学支援金制度に関わる事務負担の軽減をはかること。(事務)

２．教育予算・施設設備について

(１)県有地使用を根拠とする駐車料金徴収は、学校現場の労働実態に合わず不利益を生じさせているので撤廃を進めること。少なくとも、徴収金額について見直しを行うこと。

(２)学校運営費の削減を行わないこと。

(３) 全てのエアコン設備を公費により設置し、運営すること。

　　①既設の私費エアコンの買い上げについて、スケジュールを示すこと。

　　②熱中症・防寒・コロナ対策のため、稼働にかかる十分な電気代を公費で確保すること。

　　③普通教室だけでなく、定時制教室・特別教室・実習室・食堂・武道場・体育館等にも設置すること。

(４)教職員の労働環境について、労働安全衛生法及び「学校施設整備指針」「快適職場指針」等に基づき改善を進めること。

　　①男女別の休養室・シャワー室など、快適な職場環境へ改善を進めること。

　　②各科準備室・厨房・休養室にエアコンを設置・運営すること。

　　③すべての県立学校の職員トイレにウォシュレット(温水洗浄便座)を設置すること。

　　④会計年度任用の現業職員に対し、業務上必要な被服を支給または貸与すること。

(５) 通信制スクーリングにおける生徒用託児所を設置すること。(定通)

(６) 県立学校（おもに定時制）の給食設備を更新すること。

(７)中原特別支援学校に全員が入れる給食室を設置し、配膳業務の負担を軽減すること。(障教)

(８) 実業系高校の機械・設備について、安全性・効率性の観点から計画的に更新をすすめること。

(９)コロナ対策の観点から、トイレの改修をすすめ、手洗い場を増設すること。また、水道の蛇口を自動水栓化すること。

以上